

コーポレート・ガバナンス

■ 基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置付け、「経営の健全性と透明性の向上」、「意思決定の迅速化」及び「円滑な業務執行」に努めております。

■ 会社の機関の内容

当行では、取締役会を最高の意思決定機関とし、その委任を受けた審議・決定機関である経営会議を一体化した意思決定機関と位置付けております。また、当行は、監査役会制度を採用しております。

取締役会

取締役会は取締役16名（うち社外取締役1名）と監査役5名（うち社外監査役3名）（平成21年6月末現在）で構成され、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

当行は、業務の健全性及び適切性の確保を図るべく、社外取締役制度を採用し、外部の視点によるチェックを実践しております。また、事業環境の急速な変化に適応し、取締役の各事業年度の経営成果に対する責任の明確化を図るため取締役の任期を1年とし、取締役会の活性化を図っております。取締役会は、原則月1回開催しております。

加えて、取締役の意思決定・監督機能強化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

経営会議

経営会議は、専務以上の役員及び頭取が指名する役員10名（平成21年6月末現在）で構成され、取締役会で決定した経営方針等に基づき、経営に関する重要事項についての審議・決定を行っております。また、本会議には常勤監査役1名が出席し、適切な助言を行っております。経営会議は、原則週1回開催しております。

監査役会

監査役会は、常勤監査役2名と非常勤監査役（社外監査役）3名の計5名で構成され、全員が取締役会に出席し、各取締役の業務執行状況を監督するとともに適切な助言を行っております。監査役会は、原則3ヶ月に1回開催しております。

また、監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、監査役監査基準に従い業務監査及び会計監査を実施し、必要に応じて会計監査人、取締役及び内部監査部門（監査部）等から報告を受け、監査役会に報告することとしております。

■ 内部統制システムの整備状況

当行は、取締役会で定める「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めております。

取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守に関する理念及び役職員の行動指針等を示した「コンプライアンス基本方針と遵守基準」を制定し、これに基づいて法令等遵守態勢の強化に取り組んでおります。なお、「顧客の保護及び利便の向上」並びに「反社会的勢力及び組織犯罪の金融取引からの排除」については、法令等遵守態勢において適切に取り組んでおります。

法令等遵守を確保する体制として、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議または評価を行う「コンプライアンス委員会」を設置するほか、行内の法令等遵守の問題を一元的に管理する頭取直轄のコンプライアンス統括部署（経営管理部コンプライアンス統括室）を設置しております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書規程」に基づき、適正な保管及び管理を行っております。

また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する基本的な考え方、管理方針等を定めた「リスク管理の基本方針」に基づき、リスク管理に関する規程、管理体制等を整備しております。

リスク管理の体制は、銀行全体のリスク管理統括部署（経営管理部）、リスクカテゴリー毎の主管部署及び担当部署による3層管理体制とし、リスク管理の実効性の確保と相互牽制機能の強化を図るほか、リスクカテゴリー毎に各種委員会を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的かつ実質的な協議及び評価等を行っております。

また、自然災害、テロ等の緊急事態発生時の早期被害復旧、最低限の業務継続を可能とするため、事前対応や緊急事態発生時の対応等を定めた「業務継続計画」を制定し、これに基づいて、災害等の種類別に具体的対応策を定めております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会及び経営会議の運営や付議事項等を定めた「取締役会規程（同付議基準）」「経営会議規程（同付議基準）」に則り、適切な会議運営を行い、取締役の職務の効率的な執行を図っております。また、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定し、行内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図っております。

当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行と関連会社との業務運営に関する基本的事項を定めた「関連会社運営規程」に基づき、当行グループ全体での業務の適正を確保する体制を構築するほか、財務報告の適正性を確保するため、一般的に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して、当行及び子会社等の体制を整備しております。

また、管理体制として、子会社等の経営に関わる基本的事項に関して統括的に管理及び指導を行う統括部署（グループ統括部）を設置しております。

監査役の職務を補助すべき職員に関する事項及びその職員の取締役からの独立に関する事項

監査役に直属する監査役室に、監査役及び監査役会の職務を補助する専任の職員を配置しております。また、監査役室に所属する職員の人事権に関する事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を求めていることとしております。

取締役及び職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役会に報告するほか、取締役及び監査役会の協議により、取締役及び職員が監査役会に報告すべき事項を定めております。

その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要な委員会等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するほか、取締役及び職員との定期的な会合をもつなど、監査環境の整備を行っております。

■ 内部統制の適切性・有効性の検証

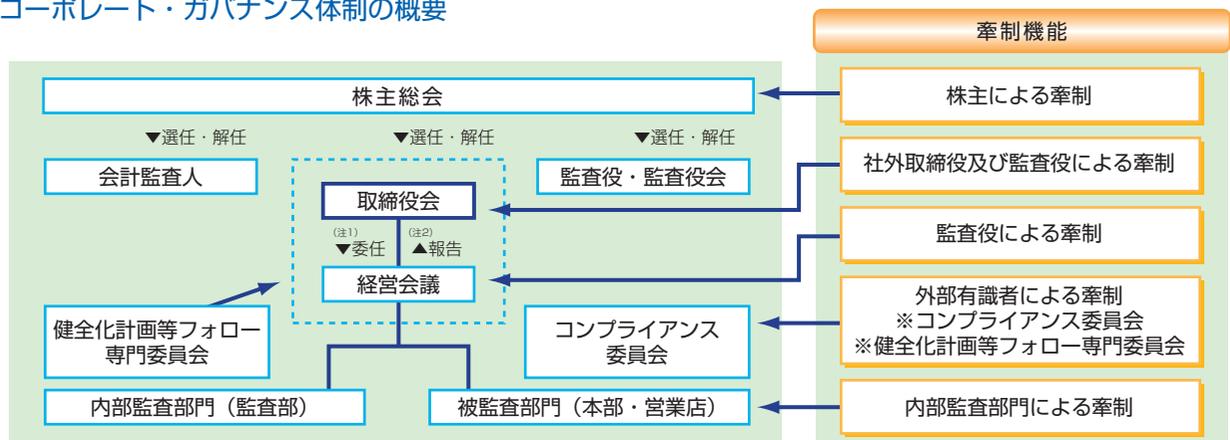
内部統制の適切性・有効性については、内部監査態勢の整備・確立に係る基本方針等を定めた「内部監査方針」に基づき、全ての業務部門から独立した内部監査部門である監査部が検証・評価し、問題点等の改善提案等を被監査部門に対して行うとともに、監査結果等を毎月、取締役会、経営会議及び監査役に報告しております。また、会計監査人との情報交換を行うことで、客観的かつ効率的な内部監査を実施するよう努めております。

■ コーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取り組みの実施状況

当行は、目的や役割に応じ取締役会または経営会議に対して企画・答申を行う委員会等を設置しており、外部の視点を取り入れることで、委員会機能の強化・充実を図っております。

「コンプライアンス委員会」においては、同委員会機能のさらなる充実・強化を図る観点から、平成17年1月より外部の有識者2名を外部委員として招聘しております。また、平成17年4月には、大口与信に係るリスク管理の重要性に鑑み、外部の視点からリスク管理状況をフォローし、取締役会等に諮問する機関として外部の有識者3名を構成メンバーとする「健全化計画等フォロー専門委員会」を設置しております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



(注1) 委任事項：取締役会より明確に定められた事項
 (注2) 報告事項：経営会議にて決議した事項

法令等遵守態勢

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、法令等遵守態勢が地域社会や取引先等との信頼関係を構築するうえでの重要なインフラであることを認識し、経営陣自らが法令等遵守に対して断固たる姿勢で取り組むことを全職員に表明するなど、法令等遵守重視の企業風土の醸成に努めております。

■ 運営体制

コンプライアンス委員会

当行は、経営会議メンバー及び外部の有識者（弁護士等）を委員、常勤監査役をオブザーバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守に関する経営上重要な事項について、銀行外部の視点からの助言・提言等も交えた、具体的かつ実質的な協議または評価を定期的に行っております。

コンプライアンス統括部署による一元管理体制

当行は、法令等遵守関連事項を一元管理する部署として、頭取直轄の「経営管理部コンプライアンス統括室」を設置しております。

各本店で発生した法令等遵守に関する事案は、コンプライアンス統括部署が各業務所管部署経由で集約し、「コンプライアンス委員会」「取締役会」等に適時・適切に付議・報告する体制としております。

コンプライアンス・オフィサーの配置

当行は、全行的な法令等遵守態勢の確立を目的に本店営業部、ブロック長店舗など一定規模以上の営業店等にコンプライアンス統括部署所属のコンプライアンス・オフィサーを配置しております。

コンプライアンス・オフィサーは、法令等遵守態勢確立のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」諸施策の定着状況の点検・指導及びコンプライアンス勉強会の開催など、コンプライアンスの専担者として法令等遵守重視の経営方針の浸透に努めております。

「ホットライン」体制

当行は、「公益通報者保護法」の趣旨も踏まえた上で、各本店で発生した諸問題の早期解決・再発防止を目的に、行員が通常の報告体制とは別に、所属本店の上司を介さず、直接当該事案の所管部署に報告・相談できる報告体制（通称「ホットライン」）を整備しております。その窓口のひとつとして、行員が法令等に違反する、またはそのおそれがある行為を知った場合、任意の方法でコンプライアンス統括部署に直接報告・相談できる「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。

■ 個人情報の厳正な管理

当行は、平成17年4月の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行を契機に、同法及び関連法令等に従い、個人情報を適切に利用し、また、安全に管理するための態勢を一層強化しております。

なお、当行の個人情報の取扱いに関する方針は次のとおりです。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報保護の観点からお客さまからご提供いただく個人情報を厳格に取扱うとともに、行内体制を整備し、個人情報の正確性・機密性の保持と安全性の確保に努めます。

1. 個人情報保護への取組み

当行は、行内組織における個人情報の管理責任を明確にしたうえで、個人情報を適切に管理し、継続的な改善に努めます。また、全役職員に対し、個人情報保護の重要性や管理についての教育を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。

2. 個人情報の取扱い

当行は、「個人情報の保護に関する法律」及びその関連法令等を遵守し、業務上必要な範囲内で適正な手段により個人情報を取得・利用し、目的外の利用はいたしません。

当行は、当行が保有する個人情報の利用目的（「当行における個人情報の利用目的」のとおり）に関する通知及び当該情報に関する開示・訂正・利用停止等のご請求に対応いたします。

なお、利用目的に関する通知及び開示手続きにつきましては、当行所定の手数料を申し受けます。

3. 個人情報の安全管理

当行は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、適切な人的、組織的及び技術的なセキュリティ対策を講じ、安全管理に万全を尽くします。

4. 個人情報に関するお問い合わせ・苦情等のお申し出先

当行が保有する個人情報の利用目的に関する通知及び当該情報に関する開示等のご請求のお問い合わせならびに個人情報の取扱いに関するご質問・苦情等については、以下の窓口にて対応いたします。

(1) 個人情報に関するお問い合わせ・苦情等のお申し出先

当行の全営業店窓口及び、総務部お客様サービス室 福岡市博多区博多駅前1丁目3番6号 TEL 0120-162-105

(2) 当行が加盟する「認定個人情報保護団体」

当行は、個人情報保護法上の認定を受けた認定個人情報保護団体である以下の団体に加盟しております。

各団体では、加盟会社の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

〈銀行業務等〉 全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.abpdpc.gr.jp/>

【苦情・相談窓口】 TEL 03-5222-1700

または、お近くの銀行とりひき相談所 <http://www.zenginkyo.or.jp/torihiki/>

〈信託業務、銀行業務等〉 信託協会（信託相談所） <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

【苦情・相談窓口】 TEL 03-3241-7335 または0120-817-335

〈証券業務〉 日本証券業協会（証券あっせん・相談センター） <http://www.jsda.or.jp/>

【苦情・相談窓口】 TEL 0120-25-7900

■ 金融商品の販売等に係る勧誘方針

当行は、「金融商品販売法第9条（勧誘方針の策定）」に則り、金融商品の勧誘に当たって次の事項の遵守に努めております。また、確定拠出年金業務に係わる「企業型年金に係わる運営管理業務のうち運用方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係わる運営管理機関の指定もしくは変更業務」につきましても、同様に遵守することに努めております。

西日本シティ銀行の金融商品の販売等に係る勧誘方針

1. 当行は、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的に照らして適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 当行は、お客さま自身の判断と責任においてお取引いただけるよう、商品の内容やリスクの内容などの重要事項について、十分なご理解をいただくよう努めます。
3. 当行は、お客さまの信頼の確保を第一義とし、不確実な事項に対する断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような説明・勧誘は行いません。
4. 当行は、正当な理由なく、早朝・深夜の勧誘など不適切な時間帯やお客さまに迷惑な場所などで勧誘を行いません。
5. 当行は、お客さまに適切な勧誘ができるよう商品知識の習得に努めます。
6. 商品の説明・勧誘などについて、お気づきの点がございましたら、最寄りの窓口までご連絡ください。

リスク管理の体制

金融の自由化・国際化や金融技術の発達等に伴い、ビジネスチャンスが拡大する一方、金融業務に係るリスクは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性がますます高まっております。

当行では、リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつと位置付け、健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理体制の強化・充実に努めております。

■ 統合リスク管理

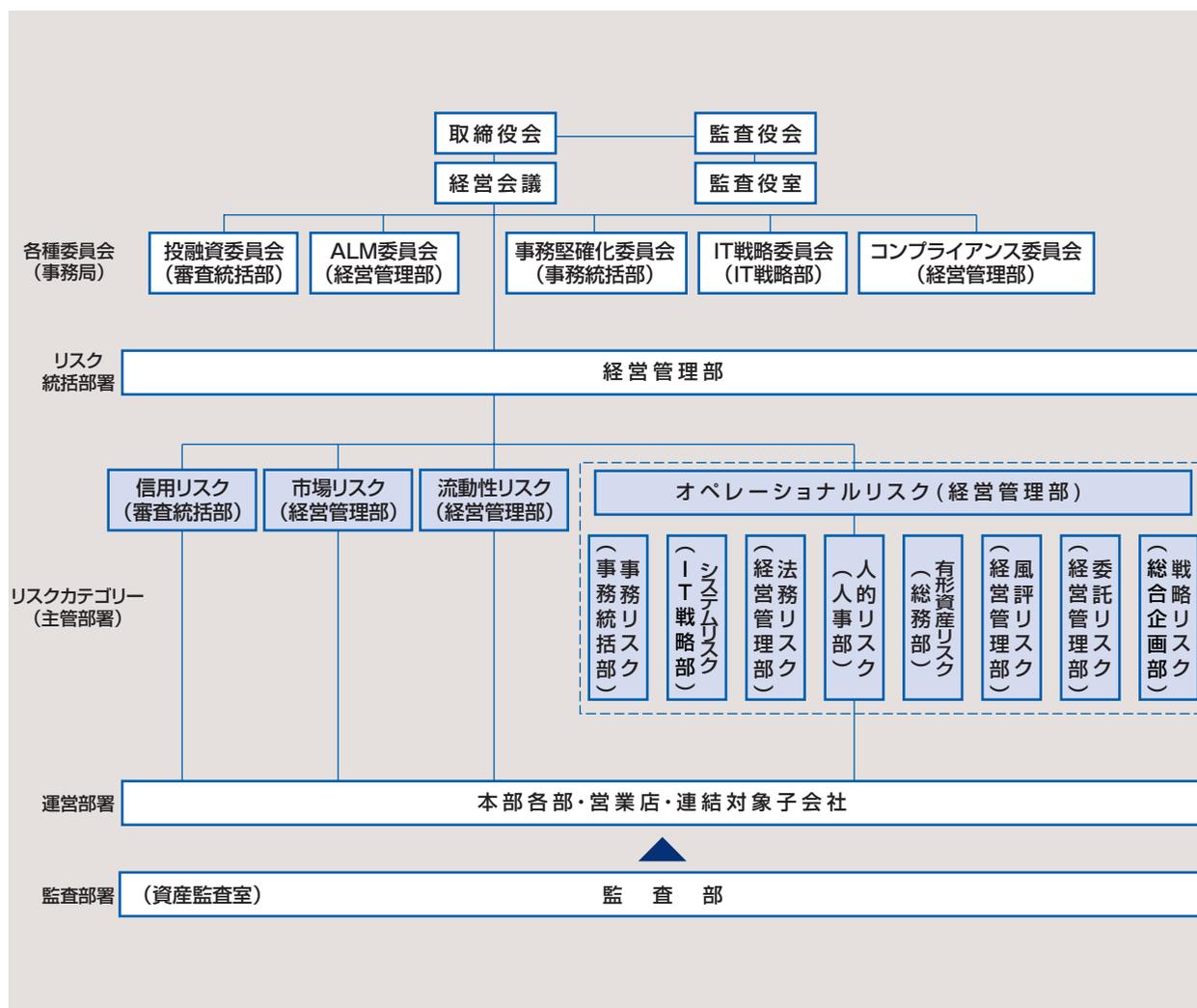
当行では、リスク管理に関する基本的考え方、管理方針等を定めた「リスク管理の基本方針」に基づき、リスクの種類、リスク管理組織、運営方法等をリスク管理の基本規程及びカテゴリ毎の個別規程に定めているほか、経営管理部をリスク統括部署として、銀行全体のリスクを統合的に管理するリスク管理体制を構築しております。

具体的には金融業務に係るリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの4つのカテゴリに分類し、リスクの特性に応じて管理しております。

計量化可能なリスクは、リスクを一定範囲に抑えリスクに見合った収益を確保する観点から、統計的手法であるVaR（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化し、リスク顕在化に備えたリスク資本の配賦、リスク調整後収益の計測・評価等に取り組んでおります。

計量化が困難なリスクは、リスクの顕在化を防止する観点から、予防的対策を講じることにより、リスクの極小化に努めております。

リスク管理の体制



■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスクが最重要リスクであるとの認識のもと、信用リスク管理の基本的考え方を定めた「信用リスク管理方針」や与信行動規範である「クレジットポリシー」に基づき、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

個別案件の与信は、厳正な審査基準に基づいた審査を行っているほか、特に一定の基準を超える案件については、審査部の専門スタッフによる高度な審査を通して資産の健全性の維持に努めております。

貸出ポートフォリオについても、「信用格付制度」をベースに「信用リスクの定量分析」や「業種別ポートフォリオ管理」を通して特定の業種やお取引先に偏ることのないようリスク分散に留意しております。

また、適正な償却・引当を実施するため、資産の自己査定を行い、監査部内の資産監査室において自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、市場取引の執行部署（フロントオフィス）と事務処理部署（バックオフィス）を明確に分離し、市場部門から独立した経営管理部をリスク管理担当（ミドルオフィス）として市場取引の損益状況や市場リスク関連規程等の遵守状況をチェックするなど、相互牽制を行う体制を整備しております。

また、BPV、VaR法等の複数のリスク計測手法により、管理手法の高度化を図る一方、市場リスクの許容限度を設定し、許容できる一定の範囲内に市場リスクをコントロールすることにより、安定した収益の実現に努めております。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行では、流動性リスクが顕在化した場合、経営破綻やシステミックリスクが発生する懸念もあることから、流動性リスクを重要なリスクのひとつと認識しており、十分な支払準備資産の確保、様々な緊急事態を想定した「コンティンジェンシープラン（危機管理計画書）」の策定等により、流動性リスクに備えております。

日常の資金繰りは、資金繰り管理部署である証券国際部・市場証券部が市場性資金の運用・調達等を行い、流動性リスク管理部署である経営管理部が資金繰り状況を確認する等の相互牽制を行う体制を整備しており、円滑かつ安定的な資金繰りの維持に努めております。

ALM体制

当行では、オフバランス取引を含む銀行全体の資産・負債を対象として、リスクを統合的に把握し、適正にコントロールすることで、合理的かつ効率的なポートフォリオを構築し、収益の極大化・安定化を目指した資産・負債の総合管理（ALM）を実施しております。

具体的には、経営陣をメンバーとする「ALM委員会」を毎月開催し、今後の景気動向や市場金利予測に基づき資金の運用・調達方針を決定しております。

また、預貸金、債券、株式、投信等のリスク量をVaR法により計測する一方、運用資金・調達資金の契約期間の違いから生じるギャップの分析、スプレッドバンキングによる収益管理等を通してリスクと収益の関係を把握し、市場リスクに関する重要な方針を決定するなど、戦略的なマネジメントに努めております。

■オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナルリスクが全ての業務・部署に関わる広範囲かつ多種・多様なリスクであることや業務運営上可能な限り回避すべきリスクであることを踏まえ、適切に管理するための組織体制及び仕組を整備し、リスク顕在化の未然防止及び顕在時の影響極小化に努めております。具体的には、オペレーショナルリスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスク、⑦委託リスク、⑧戦略リスクの8つの個別リスクに分け、各リスクの主管部署にて、各々の管理規程等に則り、リスク特性に応じた管理を実施しております。

また、経営管理部をオペレーショナルリスクの総合的な管理部署として、オペレーショナルリスク全体を把握・管理する体制の整備を図っております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、事務研修や臨店事務指導等を通して事務処理水準の向上を図っているほか、事務処理の集中化、コンピュータシステムによるチェック、機械化の促進等により事務処理の堅確化に努めております。

また、内部牽制の強化の観点から、自店検査や監査部による総合監査を実施し、問題点の早期発見等、事務事故の発生防止に万全を期すとともに、内部規律の維持・向上を図っております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備に伴って損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、システムの安定稼働を最優先課題として、システム障害の未然防止、障害発生時の影響の極小化とシステムの早期回復を図るため、コンピュータ機器・通信回線の二重化等、バックアップ体制を整備するとともに、情報の漏洩や不正使用を防止するため、安全管理に係る行内ルールを定め、厳格な情報管理を徹底しております。

また、定期的にシステムリスク管理態勢に対する外部監査を受け、リスク管理体制の強化に努めております。

危機管理

大規模災害等の事態が発生した場合に備え、「業務継続計画（BCP）」を策定するとともに、金融システムの維持あるいは早期の再開を実現するための態勢整備に取り組んでおります。

内部監査体制

当行では、法令等遵守態勢・リスク管理態勢を含む内部管理態勢の適切性や有効性を検証するため、経営に直属し他の全ての業務部門から独立した監査部が、年度毎に取締役会で決定する「内部監査基本計画」等に基づき、本部・営業店及び子会社等の内部監査を実施しております。

また、監査結果及び発見された問題点等は監査部より毎月取締役会等に報告するとともに、改善を要する事項については、監査部から被監査部門に改善を指示する体制としております。